

第 3 期中期目標期間の現況分析単位について（案）

1. 現況分析単位の基本的な考え方

- 国立大学法人等については、評価結果を法人の教育研究の自主的改善に役立てる観点から、学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準を評価する「現況分析」を行っている。
- 現況分析の単位（評価対象）については、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 3 期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（平成 27 年 5 月 27 日国立大学法人評価委員会決定）（以下、「実施要領」）の別添 2 に基づき、各法人が設置する学部・研究科等、共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点に認定された施設（※）を原則とし、予め各法人の意向を確認した上で、国立大学法人評価委員会が決定することとしている。

※ これらの組織及び施設は、設置や編成に文部科学大臣が関与するものであり、中期目標別表に記載されている。

2. 評価委員会が認める場合に評価対象とするもの

- 上記の原則に加え、研究面の評価について、学則等に明確に位置付けられており、かつ当該分野において一定の研究水準を有する全学的な研究施設については、法人の意向を踏まえ、国立大学法人評価委員会が認める場合には、評価の対象とすることも可とされている。（実施要項別添 2 の I. 2.（8））
- 今回各法人から提出された意向のうち、本取扱いの適用を受けて評価対象としたいとの希望が示されているものは、1 2 法人 1 4 施設。このうち、第 3 期中に設立されたもの等、新たに希望が示された3 法人 3 施設については、いずれも学則等において明確に位置付けられた全学的な研究施設であり、一定の研究水準を有する根拠として以下の理由が示されていることから評価の対象とする。また、上記以外の 9 法人 1 1 施設は、第 2 期評価においても評価対象とし、いずれも標準以上の評価結果が得られていることから引き続き評価対象とする。

(新たに評価対象とするもの)

法人名	研究施設名	一定の研究水準を有する根拠
弘前大学	地域戦略研究所	国立大学法人弘前大学管理運営規則第4条の2に位置づけられる全学的な研究施設であり、平成30年4月に既存の2研究所を統合して設立。新エネルギーの研究開発及び北東北地域と道南地域の連携強化を促す「北日本 食の成長戦略」による地域振興のコーディネートを通じた、世界に向けた北日本の農林水産物普及の核となる拠点形成に向け、県内資源を活用した低コスト発電システムの開発や地域課題解決の社会実装研究、水産植物の増養殖技術に関する研究等、自治体や地域企業等と連携した研究活動に取り組んでいる(平成30年度受託・共同研究18件)。
筑波大学	生存ダイナミクス研究センター	国立大学法人筑波大学組織及び運営の規則に関する規則第50条に位置づけられる全学的な研究施設であり、学内における研究施設の級別分類のうち最高レベルのR1(世界級研究拠点)として認定。教員数約20名に対して、2013~2017年の論文数が138件であり、そのうちTop10%論文割合が23.9%であるほか、大学発ベンチャーの立ち上げや受託・共同研究を積極的に実施している。
岡山大学	異分野基礎科学研究所	国立大学法人岡山大学管理学則第17条に位置づけられる全学的な研究施設。平成28年4月の設立以降、国際共同研究が平成28年度:27件→平成29年度:61件と増加するとともに、国際共著論文数は100件以上の数を維持している。また、所属教員・若手研究者による複数の受賞実績も有している。

(第2期に引き続き評価対象とするもの)

東北大学(災害科学国際研究所、東北アジア研究センター)、千葉大学(環境リモートセンシング研究センター、真菌医学研究センター)、東京工業大学(先端原子力研究所)、新潟大学(災害・復興科学研究所)、富山大学(和漢医薬学総合研究所)、静岡大学(グリーン科学技術研究所)、名古屋大学(環境医学研究所)、京都大学(iPS細胞研究所)、神戸大学(経済経営研究所)

【参考1】実施要項に定める原則どおりの取扱いとするもの

○ 各法人の意向を修正し、実施要項に基づく単位を評価対象とするものは以下のとおり。

- ✓ 研究面の現況分析について、学部・研究科等の教育研究上の基本となる組織とは別に、学内取扱いとして教員人事組織を置いており、当該人事組織を分析単位としたいとするもの（新潟大学）

→ 現況分析は、文部科学大臣が編成に關与する学部・研究科等の教育研究上の基本となる組織ごとに、その教育面及び研究面の状況を明らかにすることが原則であることから、学部・研究科を評価単位とする。

- ✓ 研究面の現況分析について、一部の学部（共創学部）の研究評価を行わないこととしたいとするもの（九州大学）

→ 現況分析は、学部・研究科等の教育研究上の基本となる組織ごとに、その教育面及び研究面の状況を明らかにすることが原則であり、關係する教員が複数の教員組織に分散していることをもって研究評価を不要とする理由とはならないことから、共創学部についても研究評価を行うこととする。

- ✓ 研究面の現況分析について、研究科ではなく、研究科の下に置かれる専攻を評価単位としたいとするもの（総合研究大学院大学）

→ 研究科は、大学院の教育研究上の目的を達成するため、特定分野の教育活動と研究活動を一体的に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有する教育研究上の基本となる組織であることを踏まえ、現況分析の評価単位の原則を研究科としていることから、研究科を評価単位とする。

【参考2】關係スケジュール

- 平成31年1月 各法人に評価単位の意向調査（1カ月程度）
2月 大学改革支援・学位授与機構との調整
3月 国立大学法人評価委員会総会において、評価単位の確定
→ 速やかに、各法人及び大学改革支援・学位授与機構に通知

機構が行う教育研究評価における学部・研究科等の教育研究の
質の向上の状況を含む水準の評価単位について

I. 基本的な考え方

1. 国立大学法人については、評価結果を法人の教育研究の自主的改善に役立てる観点から、学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価の対象は、原則として、各法人が設置する学部・研究科等、共同利用・共同研究拠点に認定された研究施設及び教育関係共同利用拠点に認定された施設とする。

2. 大学院と学部の関係、大学院と研究施設の関係、連合大学院等については、以下の原則により評価単位を工夫する。
 - (1) 研究面については、各法人の意向を聞き、学部・研究科等及び共同利用・共同研究拠点に認定された研究施設の評価に必要な場合に、上記以外の教育研究組織も評価の対象とする。
 - ・上記以外の教育研究組織に所属して研究活動を行う教員がいる場合等が想定される。
 - (2) 学部と当該学部を基礎とする一般研究科は、研究面については、教員の実質的な重複を踏まえ、それらを一つの単位として一体的に評価する。【例1】
 - ・研究活動は、課程を区切って行われるものではないため、学部と研究科を一体的に評価する。
 - (3) 連合大学院は、大学院を一つの単位として評価し、評価結果を基幹校、参加校それぞれの中期目標の達成状況の評価において勘案する。【例2】
 - (4) 教育研究組織等を基礎とする独立研究科は、研究科を一つの単位として評価する。なお、研究面については、当該独立研究科の基礎となる組織における業績について、当該独立研究科の業績と明確に区分できない場合は、両組織の業績として評価できることとする。【例3、4】
 - (5) 学校教育法第85条但書及び第100条但書により、学部、研究科に代わる教育研究上の組織を置く場合の教育面・研究面の評価は、原則として、学部、研究科と同様に扱う。
 - (6) 教育関係共同利用拠点については、関連する学部・研究科等がある場合は、それらを一つの単位として一体的に評価することも可とする。
 - (7) 教養教育を行う全学的な教育組織は、評価の対象とせず、教養教育の実施状況については、学部の教育面の評価の中で扱う。
 - (8) 学則等に明確に位置づけられており、かつ当該分野において一定の研究水準を有する全学的な研究施設については、法人の意向を踏まえ、評価委員会が認める場合には、評価の対象とすることも可とする。

3. 大学共同利用機関法人については、原則として、法人が設置する大学共同利用機関（国立大学法人法施行規則第1条）及び中期目標に記載された教育研究組織とする。
4. 大学共同利用機関と大学の共同利用・共同研究拠点に認定された研究施設における共同利用・共同研究による業績については、当該組織と共同利用研究者が所属する組織の双方の業績として評価できることとする。
5. 中期目標期間の途中で統合・改組を行った場合、国立大学法人法第31条の2第1項第2号に定める評価（以下「4年目終了時評価」という。）に際しては、平成31年度末時点、国立大学法人法第31条の2第1項第3号に定める評価（以下「中期目標期間終了時評価」という。）に際しては、平成33年度末時点の組織をそれぞれ評価の単位とするが、改組前と継続性が高い組織が存在する場合は、当該組織の研究業績や改組前からの質の向上の状況を含む水準を評価の対象とする。

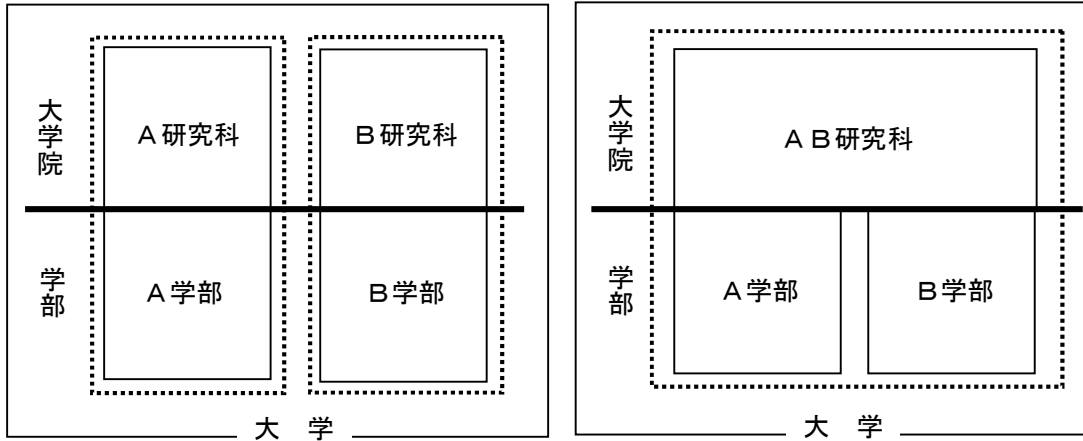
II. 評価単位の決定プロセス

1. 評価委員会は、4年目終了時評価に際しては、各法人の評価単位について、予め当該法人の意向を聞き、これを踏まえて法人ごとに個別に定める。
中期目標期間終了時評価に際しては、平成32年度及び平成33年度に新たに設置された教育研究組織等、各法人の分析単位について、予め当該法人の意向を聞き、これを踏まえて、4年目終了時評価における現況分析単位を修正する。
 - ・ 各法人が、上記の基本的な考え方に基づいて、評価単位の意向を評価委員会に提出することとする。
2. 評価委員会は、4年目終了時評価に際しては、平成31年3月を目処に評価の対象となる単位を確定し、機構に示すこととする。また、中期目標期間終了時評価に際しては、平成33年3月を目処に評価の対象となる単位を確定し、機構に示すこととする。

研究面の評価単位

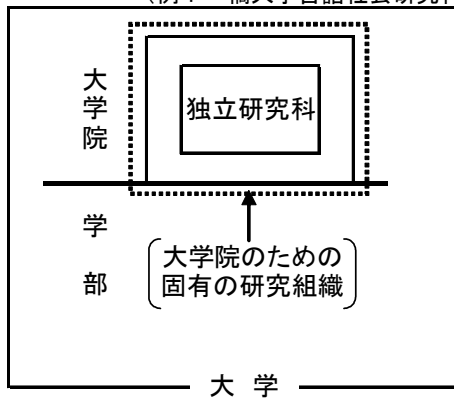
【例 1】

- 学部と学部を基礎とする一般研究科の場合



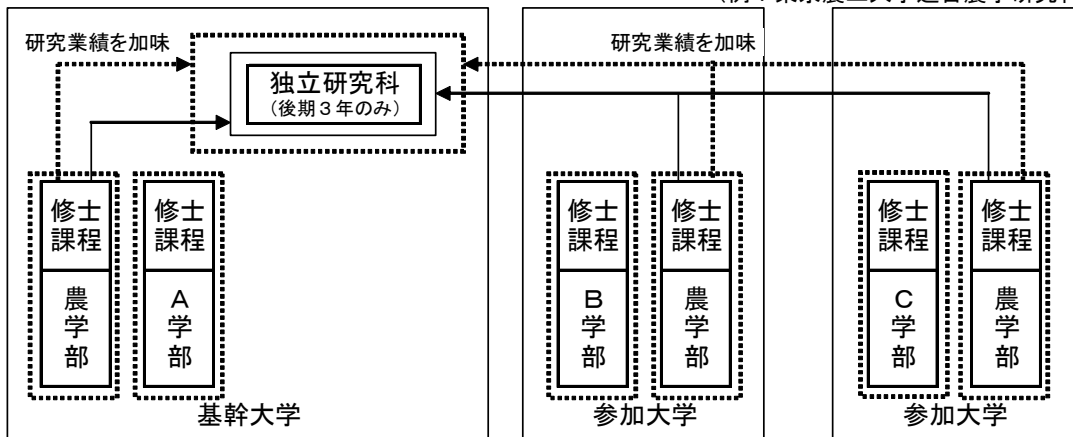
- 独立研究科の場合

(例：一橋大学言語社会研究科)



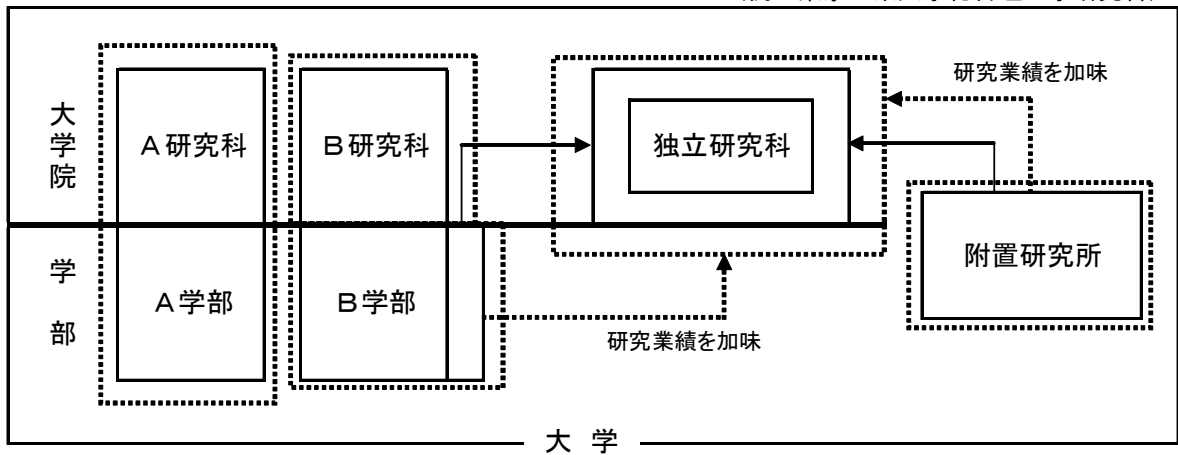
【例 2】 主として複数の大学の学部または修士課程を基礎とする場合

(例：東京農工大学連合農学研究科)



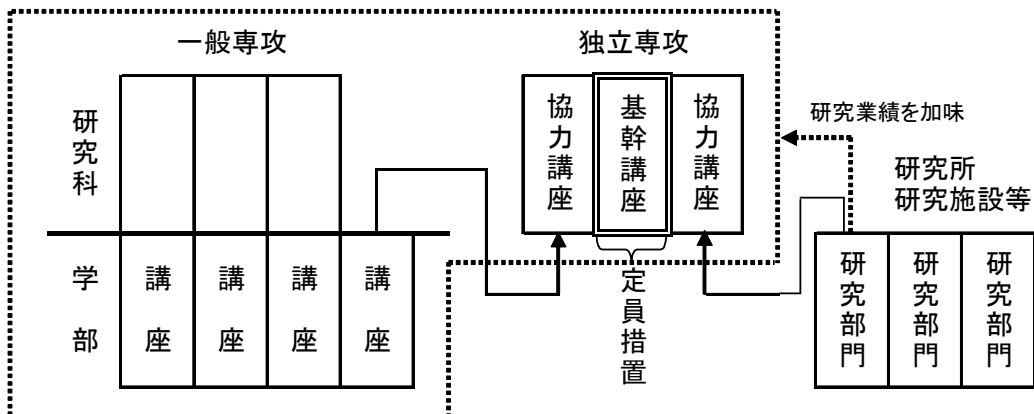
【例3】主として大学の附置研究所その他の教育研究施設を基礎とする場合

(例：東京工業大学総合理工学研究科)

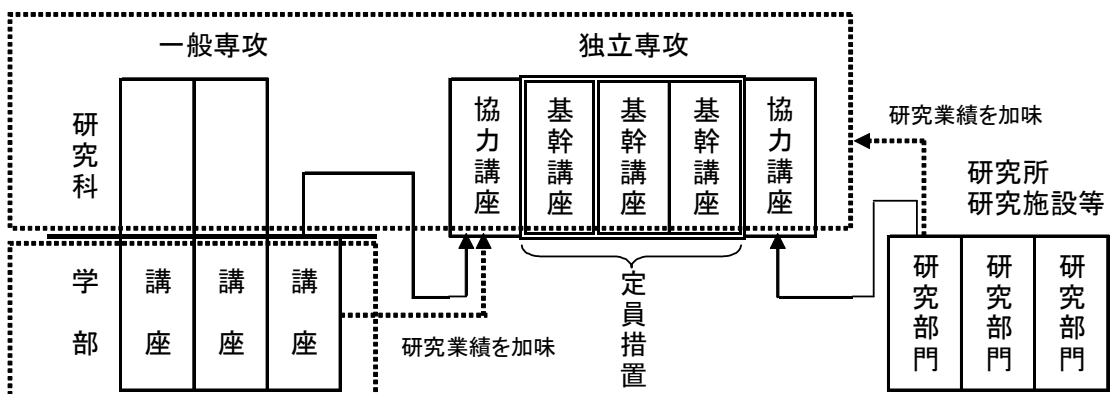


【例4】研究科内に独立専攻がある場合

① 独立専攻のウェイトが小さい場合



② 独立専攻のウェイトが大きい場合



※ 実線は組織を構成する